

別表（第3条関係）

事業区分、補助対象経費、補助率、補助限度額

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
1 ミセづくり事業 （空き店舗等に出店する者への創業支援、買い物空白地への出店支援、集客に必要な設備の導入支援等、地域の魅力ある店づくりを支援する事業）	1 報償費 2 旅費 3 需用費 4 役務費 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 工事費	1 補助率 補助対象経費の1/3以内（市町村が事業実施主体へ補助を行う場合、市町村補助額の1/2以内）
2 モノづくり事業 （新商品の開発支援、地域ブランドの開発等、地域の魅力ある商品、サービス等を開発又はそれを支援する事業）	8 備品購入費 9 その他知事が必要と認める経費	※買い物弱者対策に繋がる取り組みで、市町村が事業実施主体となる場合は、補助対象経費の1/2以内
3 コトづくり事業 （集客イベントの開催、共同販促の実施等、魅力ある催しや、体験型消費を提供する事業）		2 補助限度額 1,000千円
4 マチづくり事業 （街路灯、駐車場の整備、育児・交流スペースの設置等、買い物がしやすい環境の整備や、美しい街並みづくりを行う事業）		
5 ジョウハウづくり事業 （SNSを活用した情報発信、商圈調査、顧客分析、営業展開計画の策定等、集客のための情報発信や情報活用を行う事業）		
6 ヒトづくり事業 （勉強会、研究会の開催、後継者の育成等、地域商業の担い手となる人材を育成する事業）		

※補助対象経費の詳細については、別に山梨県地域商業活性化支援事業実施要領で定める。